

一般社団法人地上放送RMP管理センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人地上放送RMP管理センターと称し、英文では **the RMP Administration Center for Terrestrial Broadcasting Content** と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、地上デジタルテレビジョン放送のコンテンツ権利保護のためのコンテンツ権利保護専用方式の運用・管理を通じて、多様化するデジタル受信機ニーズに的確に対応することにより、デジタル放送の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンテンツ権利保護専用方式に係る鍵情報のライセンス発行
- (2) コンテンツ権利保護専用方式の鍵情報の管理、更新及びデータベースの運用
- (3) コンテンツ権利保護専用方式に係る秘密情報漏えい・不正受信機の調査、検証及び対策
- (4) コンテンツ権利保護専用方式の周知・広報
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

第6条 当法人は、社員総会、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、当法人の事業活動に経済的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第20条第2項に定める社員総会の特別決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、代表理事は当該会員に対し、除名の決議を行う総会の日から1週間前までに通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 代表理事は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れ

ることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(権能)

第16条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬等及び費用に関する規程
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分の承認
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・一般財団法人法及び定款に規定する事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 社員総会は代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。た

だし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等の支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上の出席であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事又は監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権の代理・書面による行使)

第21条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(種類及び定数)

第24条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を副代表理事とすることができる。
- 3 前項の副代表理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを社員総会に報告すること。

(任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事、並びに非

常勤の外部理事及び外部監事(個人会員及び法人・団体会員に所属する者を除く。)に対しては、報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(責任の限定)

第30条 当法人は、一般社団・一般財団法人法第115条の規定により、外部理事及び外部監事との間に、一般社団・一般財団法人法第111条の行為による賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金20万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示した書面による招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から召集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 当法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第41条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(剰余金の分配の禁止)

第46条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、一般社団・一般財団法人法に規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、次の各号にて掲げるものに贈与するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げ

る法人

第8章 専門委員会

(運営委員会)

第50条 当法人の事業の円滑な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(評議委員会)

第51条 当法人の公共性、非営利性を担保するため、評議委員会を置く。

2 評議委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務所内に事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第10章 附則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(法令の準拠)

第54条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・一般財団法人法その他の法令に従う。

(施行期日)

この定款は、平成23年6月1日から施行する。

(附則)

この定款の変更は、平成24年3月23日から施行する。

(附則)

この定款の変更は、平成 24 年 6 月 15 日から施行する。

(附則)

この定款の変更は、平成 25 年 6 月 12 日から施行する。